

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
同条第1項及び第5項の規定による令和3年度工事監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和4年2月25日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
同 渡 辺 孝 男

令和 3 年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

- (1) 監査種類 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項
及び第 5 項の規定による監査
- (2) 監査対象 令和 3 年度 光徳歩道橋修繕工事
所管課 建設水道部土木課
- (3) 監査日 令和 4 年 1 月 20 日(火)
- (4) 着眼点 工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を実施した。
- (5) 監査方法 美濃加茂市監査基準(令和 2 年美濃加茂市監査委員告示第 1 号)に準拠し関係書類の審査及び工事現場の実地調査を行った。なお、工事監査は、技術的観点からの専門知識を必要とするため公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、技術的な所見は、工事技術調査結果報告書のとおりである。

なお、同報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に加入しているが、「証紙」未購入であった。

今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。

(2) 特記仕様書の記載項目について、十分な協議がなされていた。適切な段階で立会実施していたが、書類が未提出であったので、早急に提出させること。

(3) 「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」第5条の規定により、事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、SDS（安全データシート「Safety Data Sheet」）を寄附せ、取扱いに関する情報を作業員に周知させること。

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDS の認識及びリスクアセスメントの実施を行っていただきたい。

(4) 再下請負通知書の提出案内及び（建設業許可票・労災保険関係成立表・作業主任者一覧と職務）記載項目の徹底がなされていなかった。請負業者への指導徹底をお願いする。

美濃加茂市

令和 3 年度 工事技術調査結果報告書

令和 4 年 1 月 2 6 日（水）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和 4 年 1 月 2 0 日（木）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎 3 階第 3 会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	永 田 博 和
〃 監査委員	（議選）	渡 辺 孝 男
調査立会者：監査委員事務局	局長	安 田 智 洋
〃	係員	櫻 井 晴 美

調査対象工事
光徳歩道橋修繕工事

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部	土木課長	福井	良充
〃	〃 係長	梅村	誠
〃	〃 主任主査	小林	克博
経営企画部	財政課	桜井	英樹
	検査監		

工事請負者

株式会社丸杉

現場代理人（監理技術者） 澤 達郎

2 工事概要

(1) 工事場所 : 美濃加茂市加茂川町2丁目地内

(2) 工事内容

平成 30 年度に実施した歩道橋点検に基づき、塗装塗替等の歩道橋修繕の必要があると判断し、令和 2 年度に詳細設計を行い、今年度歩道橋修繕工事を実施する。

ア 工事概要

橋梁形式:鋼連続鈹桁橋 L = 46. 9m W = 2. 1m 〈全幅 2. 6m〉

施工延長 L=64. 3 m

舗装打換工薄層舗装 t = 8mm A = 154m²

薄層舗装 (道路部) A = 99. 9m²

薄層舗装 (階段部) A = 53. 8m²

橋面防水工 A = 154m²

ゴム溶剤型防水 (通路部) A = 99. 9m²

ゴム溶剤型防水 (階段部) A = 53. 8m²

当て板補修工 N = 1 式

紫外線硬化型 FRP シート N = 14 箇所

鋼板あて板補修 N = 5 箇所

排水管補修工 N = 1 箇所

新設排水管 L = 0. 7m

伸縮目地補修工 N = 1 箇所

設置延長 L = 5. 0m

裾隠し板設置工 A = 61m²

塗装塗替工	A=920 m2	
塗装塗替(一般部)	A=816 m2	
塗装塗替(増塗り部)	A=104 m2	
ボルトキャップ設置工	N= 1 式	
ボルトキャップ設置 (M22 用)	N=88 個	
ボルトキャップ設置 (M24 用)	N= 6 個	
照明施設取替工 N=4 箇所		
仮設工	N= 1 式	

(3) 工事請負業者

株式会社丸杉

【第1回目で落札】

「指名競争入札(10者、6者辞退) 予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設 計：藤コンサル株式会社岐阜営業所

工事監理：直営

(5) 事業費

設計額等(税込) 77,470,800 円

請負金額(税込) 73,590,000 円 (うち消費税及び地方消費税額 6,690,000 円)

(6) 工事期間

令和3年7月14日から令和4年3月7日まで

(7) 進捗状況 (令和3年12月末日現在)

計画出来高 77.8% 実施出来高 77.6% 【計画より0.2%遅い】

(8) 工事監督員

建設業法第19条の2第2項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 建設水道部土木課 福井 良充

主任監督員 〃 梅村 誠

一般監督員 〃 小林 克博

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度(地方自治法第234条の2関係)として、履行保証制度^{*1}の活用が図れている。なお、契約保証金については、契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

7,359,000 円

ア 契約保証 【株式会社大垣共立銀行 岐阜支店 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボン

ドなどが認められています。

イ 前払金請求なく、支払いなし。

(2) 入札状況について

本工事については、「指名競争入札」に付されていた。明確で適正に施行されていた。 【鋼構造物工事】

「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに同令第 167 条の 11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 令和 3 年 6 月 15 日

・開札日 令和 3 年 7 月 7 日

本工事の入札への見積もり期間：令和 3 年 6 月 15 日～令和 3 年 7 月 7 日

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 1 項に規定された必要な見積期間（予定価格 5000 万円以上は、（通知～応札期間 15 日以上））が確保されていた。適正であった。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「工事請負契約約款（令和 3 年 6 月 1 日改正）」に基づき、適切に締結されていた。

(4) 現場代理人及び主任技術者届

現場代理人・主任技術者届は、適正に作成され、整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

受注者は、建設業退職金共済制度^{※2}へ加入しているが、「証紙」未購入であった。
今後、本制度の目的を理解し、適切な指導を行って頂きたい。

建退共の証紙購入費は、現場管理費に率計上されている。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

受注者は、法定外保険、賠償責任保険等に参加していた。

「美濃加茂市工事請負契約約款」第 57 条（火災保険等）第 3 項より、「直ちにその旨を甲に通知」と記されており、契約書の付与条件を確認して頂きたい。

第 57 条

受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、**建設工事保険その他の保険**（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2. 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3. 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

また、労働基準監督署への「適用事業報告^{※3}」「特定元方事業者の事業開始報告^{※4}」等が提出されているか確認をお願いする。

※3 建設工事の現場では現場事務所を設置して、現場責任者が労働管理を行っているような場合には、一つの事業所として「適用事業報告」の提出が必要とされている。

※4 特定元方事業者（下請負人を仕様する建設業）及び労働安全衛生法第30条第2項後段の定めにより指名された事業者（特定事業を行わない特定元方事業者（仕事をしない元請負人）から主要部分を請け負った下請負人）は（特定元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者）が、同一の場所において作業が行われるとき（元請負人が下請負人を使用するとき）は、当該作業の開始後、遅滞なく、当該

場所を管轄する労働基準監督署長に特定元方事業者の事業開始報告を提出しなければならない。

(労働安全衛生法第100条第1項、第120条第5項、第122条、労働安全衛生規則第664条)

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

本工事は、平成30年度に実施した歩道橋点検に基づき、塗装塗替等の歩道橋修繕の必要があると判断し、令和2年度に詳細設計を行い、適切に計画設計を実施していた。

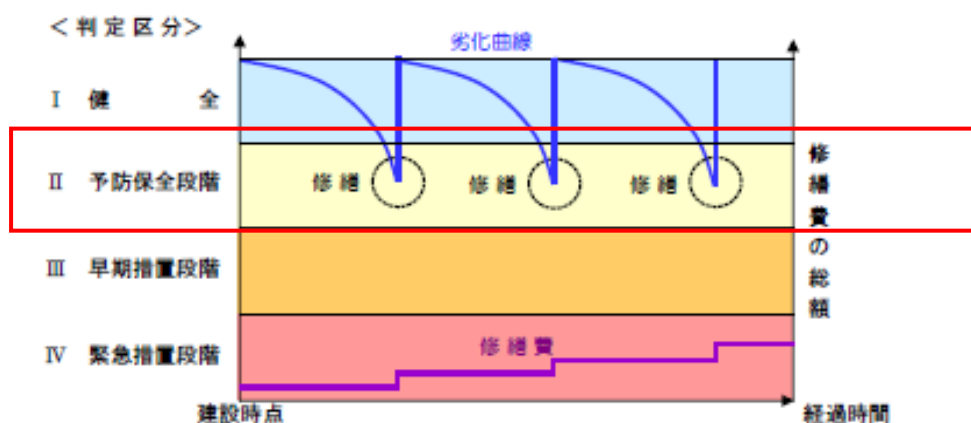
(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

詳細設計において損傷状況および塗膜調査結果を踏まえ、健全度Ⅱ^{※5}以上の補修に望ましい工法選定を行う。本橋梁の補修方針としては、塗装塗替により防食機能の向上を図り、あわせて舗装の打換えにより橋面防水の対策を行うことで、主桁、床板等への外部からの劣化因子を遮断し、鋼材の腐食に関連する損傷を防止する設計としている。

※5 損傷が深刻化する前の健全度評価”Ⅱ”となった時点で修繕を実施する。

点検の結果、将来的に利用者に対し影響が及ぶ可能性がある損傷（健全度Ⅱ（予防保全段階））のほか、早期に措置を行うべき損傷（健全度Ⅲ（早期措置段階））がある。



イ 設計について

本工事設計は、藤コンサル株式会社岐阜営業所に、「設計業務委託」していた。設計図書は、適正に整備されていた。

図面及び設計数量等は、照査設計者、監督職員チェックを実施しており、適正に作成し、設計は適切である。

【実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	岐阜県橋梁設計要領	岐阜県県土整備部道路建設課	令和元年7月
2	道路橋示方書・同解説Ⅰ～Ⅴ	日本道路協会	平成29年11月
3	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省	令和2年4月

(3) 工事積算

【コスト縮減】

令和3年1月、公共工事適正化推進委員会に諮り設計内容についての精査を行った。修繕工法などを比較し、コスト縮減を行い、工事着手にあたっての懸念事項を協議した。

ア 積算に関する書類

積算は、国土交通省発行の「土木工事標準積算基準書」に準拠した、岐阜県「令和3年度積算基準及び歩掛表（共通編）（河川・道路編）」に準拠しに基づき、適正に算出されていた。

また、年度当初に作成した「令和3年度設計単価表（岐阜県兼土整備部都市建築部）の設計単価により、適正に単価の決定がなされていた。

また、単価設定に際して、基準書より「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上から見積り徴収を行い、市場性を鑑み、異常値を排除し、見積り金額の最低単価を美濃加茂市単価としての決定を行い、予定価格算出に伴う積算を実施していた。

見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理されていた。

原則以下の順番をルールとしている。

①公的単価（物価版、積算資料等）

②見積もり（3社以上の比較で最安値を採用。実勢に応じ掛け率を適用。）

イ 工事設計書

「工事設計書」（単価適用年月日：令和3年5月1日）をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

【参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	土木工事標準積算基準書	国交省大臣官房技術調査課	令和3年度版
2	令和3年度設計単価表	岐阜県	令和3年度版
3	建設物価	建設物価調査会	2021 5月
4	積算資料	経済調査会	2021 5月

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、諸官庁への届出は、適正に提出させていた。適正であった。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出させ、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という）第 15 条」、「建設業法第 24 条の 8」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認し適正であった。

○ 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第 14 条の 2）

○ 公共工事においては、H27.4.1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために
下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。

（建設業法第 24 の 8）

○ 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。

○ 公共工事の場合は、施工体制台帳の写しを発注者へ提出することが義務づけられている。

（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項）

○ 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。

（建設業法第 40 条の 3、建設業施行規則第 26 条第 2 項三、建設業施行規則第 28 条）

建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

※ 令和 2 年 10 月 1 日より（国土交通省 hp）

<https://www.mlit.go.jp/.common/001293711.pdf>

https://www.mlit.go.jp/.../const/totikensangyo_const_fr2_000008.html より

① 工事現場における建設業許可証の掲示義務は、元請けのみで良い。

② 施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化された。

③ 建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すこと。

④ 社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめ、労働者単位での加入確

認を徹底。また、建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化。

⑤ 元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求める。

⑥ 一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成することも加える。

※「外国人建設就労者受入事業に関する下請け指導ガイドライン」の改訂について（国土建第 377 号・国土建整第 106 号：令和元年 12 月 23 日）に「外国人建設就労者等建設現場入場届出書」の添付書類が示されている。現に本工事も外国人労働者が就業しており、指導をお願いする。

「添付書類」

- ①建設特定技能受入計画認定書又は適正監理計画認定証
- ②パスポート
- ③在留カード
- ④受入企業と外国人建設就労者との間の雇用条件書
- ⑤建設キャリアアップシステムカード（登録義務のある者のみ）

(4) 工程表

施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。

毎月の履行報告書を請負業者に提出させていた。適正であった。

(5) 設計照査

「設計図書の照査に関する確認報告書」が、受注者から令和 3 年 8 月 13 日に提出されていた。適正であった。

【参照 設計図書の照査ガイドライン：国土交通省中部地方整備局】

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

契約書第 18 条（条件変更）に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

- ①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合。」
- ②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

請負者に「設計図書の照査」が義務付けられているが、この「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されてなかった為、解釈の違いにより工事請負者側に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。このため、中部地方整備局において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため、「設計図書の照査ガイドライン」を作成されている。

(6) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(7) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき分かりやすく適切に作成されていた。

8月13日提出され、適正であった。

受注者作成、市職員監督員の適正な管理がなされていた。

【特記仕様書（補修方法）】

塗装塗替工

- ・ 塗装塗替工は有害物質(鉛)を考慮した素地調整及び RC-I 塗装を行う。
- ・ 素地調整は労働安全衛生法に準拠した循環式プラスト工法とする。
- ・ 主桁等の鋼材に腐食、腐食機能の劣化が見られるため、塗装塗替を行う。

当て板補修工

- ・ 床板の孔食は、鋼板当て板による補修を行う。また板厚減少を伴う箇所は、紫外線硬化型 F 胛シート貼付による補修を行う。
- ・ 地覆部の孔食は、紫外線硬化型 F シート貼付による補修を行う。
- ・ 踏み板の孔食は、鋼板当て板による補修を行う。
- ・ 蹴上げの孔食は、紫外線硬化型 F シート貼付による補修を行う。

橋面防水工

- ・ 通路部、踏み板に薄層舗装および橋面防水を行う。

伸縮装置取替工

- ・ P4 橋脚の踊り場と階段部との接合部は伸縮目地材の取替を行う。

排水管補修工

- ・ 排水管の先端を切断、撤去して、排水管を延伸する。

ボルトキャップ設置工

- ・ 腐食の進行が顕著である。アンカーボルト、照明灯基部および通路添接板外側について、ボルトキャップを設置する。

裾隠し板設置工

- ・ 転落防止と裾隠しの役割を持った、ポリカーポネート板を設置する。

仮設工

- ・ 吊足場、単管足場(全面防護)を行う。

仮設、規制等仮設

- ・塗装塗替工時、ケレン時の塗膜の飛散防止、資機材の落下防止、桁下の補修工事等を行うため吊足場および単管足場を設置する。

機材配置

- ・塗装塗替えの素地調整時には、プラスト機材(後方設備)およびクリーンルームを設置する。

規制

- ・吊足場設置時は3名交通整理員を配置し、セーフティコーンを設置し、車道の片側交互通行をする。
- ・施工時は歩道橋が通行止めになるため、2箇所の借地を行い、歩行者の滞留場を設置する。また、セーフティコーンで路肩を確保し、2名の交通誘導員を配置し通学時の児童等の安全確保を行なう。

塗装塗替(鉛含有)に係わる関係法令

- ・鉛中毒予防規則等を遵守し作業を行うこと。
- ・鉛等有害物質を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について遵守し作業を行うこと。
- ・粉じん障害防止規則等(プラスト作業時)を遵守し作業を行うこと。
- ・特別管理産業廃棄物の判定基準および収集運搬基準を遵守すること。

(5) 特記仕様書の記載項目について

ア 岐阜県建設工事共通仕様書(岐阜県県土整備部)を準用する。

準用し適切に実施していた。

イ 現場条件が変わる際には監督員と協議すること。また、事前に天気情報を確認するなどし、工事の品質および安全確保に努めること。

十分な協議がなされていた。また、適切な段階で立会実施していたが、書類が未提出であったので、早急に提出させること。

ウ 塗装塗り替えによる塗付量は下表のとおりとし、塗料の使用量を検収すること。
塗装の各段階で膜厚検査を実施していた。適正であった。

足場単管緊結部の未塗装箇所は、今後実施されとのことである。各工程で実施されることの確認をお願いします。

一般部塗装仕様Rc- I 塗装系(スプレー)

塗装工程	塗料名	使用料 (g/m ²)	塗装間隔
素地調整	1 種		4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	1 日～10 日
下 塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1 日～10 日
下 塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	1 日～10 日
中 塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	170	1 日～10 日
上 塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	1 日～10 日

増塗り部塗装仕様Rc- I 塗装系(スプレー)

塗装工程	塗料名	塗装間隔
素地調整	1 種	4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600
下 塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240
下 塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240
下 塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240
中 塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	170
上 塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140

【素地調整表】 塗り替え塗装の素地調整程度

素地調整程度	さび面積※1	塗膜異常	作業内容	作業方法
		面積※2		
1種	—	—	さび、旧塗膜を全て除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。ただし、さび面積30%以下で旧塗膜がB、b塗装系の場合はジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、ほかの旧塗膜を全面除去する。	ディスクサンダー ワイヤホイールなどの 動力工具と手工具との併用
3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび、割れ、膨れ）は除去する。	同上
3種B	5～15%	15～30%	同上	同上
3種C	5%以下	5～15%	同上	同上
4種	—	5%以下	粉化物、汚れなどを除去する。	同上

3-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成 14 年 4 月 1 日）を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

(2) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(3) 現在までの廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(4) 請負者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 5 条 2 項」に該当する。「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

・建設副産物情報交換システム 工事ID 11720246を確認した。

【参考】「COBRIS」Construction Byproducts Resource Information interchange System の略。

・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、
「建設副産物情報交換システム（COBRIS／コブリス）」により作成する。

<https://www.recycle.jacic.or.jp>

・次のものを添付する。

ア 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

イ 収集運搬、処理業者の許可証の写し（受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの）

ウ 廃棄物処理委託契約書の写し（受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの）

エ 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図 写し COBRIS 登録

オ 工事場所から再資源化または最終処分場までの流れ、収集運搬業者、処分業者（処分施設）を記載した表（フロー図等）

カ 収集運搬業者の運搬車両一覧表

・廃棄物の適正な処理の促進に関する条例第 7 条第 1 項、同条例施行規則第 3 条各項の規定により、工事請負契約時にリサイクル法による説明を行った場合で、処理を説明書に記載した施設から変更した施設で行う場合は、事前に発注者の承諾を得た上で、工事請負契約の変更が必要となる。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。
- (3) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図等は整備されていた。
 - ・「安全作業指示書・安全日誌」
 - ・「KYミーティング日報」
 - ・「新規入場者申告票」
- (4) 標準仕様書どおり、月1回4時間以上の安全教育・訓練、安全パトロール点検の実施を全社体制で取り組んでいる。実施票を確認できなかったが、適切であるとのことである。
- (5) 「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」第5条の規定により、事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、SDS（安全データシート「Safety Data Sheet」）を取寄せ、取扱いに関する情報を作業員に周知させること。

塗装剤の資材置き場に「危険・有害性」ラベルにより危険有害性等を把握し、SDSの認識及びリスクアセスメントの実施に行っていただきたい。

【基案発 0918 第1号】

・建設業における 化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて

https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/

[chemical substance handling work risk assessment.pdf\(kensaibou.or.jp\)](https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/leaflet/files/chemical_substance_handling_work_risk_assessment.pdf) 参照

※化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書です。

SDSに記載する情報には、化学製品中に含まれる化学物質の名称や物理化学的性質のほか、危険性、有害性、ばく露した際の応急措置、取扱方法、保管方法、廃棄方法などが記載されている。

特定の危険または有害な物質については法令により規制されている。

また、ILO（国際労働機関）条約における取り決めやISO（国際標準化機構）での標準化をはじめとする国際的な枠組みが整備されており、海外でも欧米等の多くの国でSDSの提供が義務化されている。

工事現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。

平成 12 年 4 月から労働安全衛生法において、S D S の提供が義務化された。

平成 18 年 12 月から S D S 制度の改善を図った改正労働安全衛生法等が施行されている。S D S に関する法規制としては、労働安全衛生法その他、毒物及び劇物取り締り法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）があり、それぞれの法令において指定される化学物質に関しては、定められた形式の S D S の作成・配布が義務付けられている。

日本工業規格 JIS Z 7253（G H S に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び安全データシート（S D S））では、標準化された記載内容が定められており、これに準拠して記載すれば、労働安全衛生法関係法令の規定による記載が行われることになる。

【参考3】危険・有害性の情報を教えてくれる（塗装缶）絵表示

SDS の見方

＜塗装缶に表示されているS D S 概略の一事例＞

火気厳禁	NET 20kg
消防法： 危険物 第4類	
第一石油類	
危険等級Ⅱ	
合衆労働エシタル塗料	
有機剤 第2種有機溶剤	危険   

(用途) アスファルト舗装用塗料、コンクリート修補用塗料、道路、橋、貯蔵庫、倉庫の塗装等

(注意) 製品の取り扱いや保管、使用上の注意は、必ず製品の説明文書に準じてください。

(性状) 路面標示用塗料(常温施工型)は、アスファルト、コンクリート、砂利、有機質、無機質等に適用可能。

① 化学物質名の確認

[illegible]

※ 使用化学物質の表示が包装缶等
等がない場合は、商品名を使って
SDSを検索する必要がある。

② 物理化学的危険性の確認

危険性の分類 (SDS・GHS)	一次評価の評点 (リスク値)			
	6	4	2	1
爆発物	等級1.1-1.3、等級1.5	等級1.4	等級1.6	
引火性/可燃性ガス	区分1	区分2		
エアゾール	区分1	区分2		
酸性性ガス		区分1		
高圧ガス	圧縮ガス、液化ガス、溶解ガス	深冷液化ガス		
引火性液体	区分1	区分2	区分3	区分4
可燃性固体		区分1、区分2		
自己反応性化学物質	タイプA-B	タイプC-F	タイプG	

③ リスク値の確保

【参考 4】危険・有害性の情報を教えてくれる絵表示

現在、物理化学的危険性について 14 種類、健康及び環境有害性については 12 種類と多くありますが、

1. 爆弾の爆発	火薬類（等級 1.5 と 1.6 を除く）、自己反応性化学品（タイプ A, B）、有機過酸化物（タイプ A, B)	
2. 炎	可燃性・引火性ガス、可燃性・引火性エアゾール、引火性液体、可燃性固体、自己反応性化学品（タイプ B-F）、自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性、化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物（タイプ B-F)	
3. 円上の炎	支燃性・酸化性ガス、酸化性液体、酸化性固体	
4. ガスボンベ	高圧ガス	
5. 腐食性	金属腐食性物質、皮膚腐食性・刺激性（区分 1）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分 1)	
6. どくろ	急性毒性（区分 1-3)	
7. 健康有害性	呼吸器感作性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分 1, 2）、特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）、吸引性呼吸器有害性	
8. 感嘆符	急性毒性（区分 4）、皮膚腐食性・刺激性（区分 2）、眼に対する重篤な損傷・眼刺激性（区分 2A）、皮膚感作性、特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）（区分 3)	
9. 環境	水性環境急性有害性（区分 1）、水性環境慢性有害性（区分 1, 2)	

注 1. 自己反応性化学品と有機過酸化物の（タイプ B）には、「爆弾の爆発」と「炎」の 2 つのシンボルが付きます。

注 2. シンボルに加えて、その危険・有害性の程度に応じた注意喚起語（「危険」または「警告」）と、危険有害性情報が付きます（一部を除く）。

注 3. 複数の危険・有害性を有する場合は、該当するシンボルを並べて示します。

4 現場施工状況調査における所見

現場は、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 小学生の通行時間帯に十分配慮し適切な誘導員を配置し施工を行っていた。適正であった。

(3) 建設業法等による、工事現場の許可票等について

再下請負通知書の提出案内及び（建設業許可票・労災保険関係成立表・作業主任者一覧と職務）記載項目の徹底がなされていなかった。

請負業者への指導徹底をお願いする。

ア 掲示物の記載方法等について、請負業者への指導徹底をお願いする。

イ 掲示場所について、公衆の見やすい場所と工事関係労働者の見やすい場所と区別すること。（下表の青色下線は、工事関係者・ 囲いは、及びです。）

ウ 労災保険関係成立票において、一括有期事業であり、保険関係の継続事業とみなされているため、請負者の保険成立日を記載させること。

(4) 建設現場では、5 S「整理・整頓・清掃・清潔・躰」と周知徹底する企業が増えている。小学生の通学路でもあり、5 Sを意識されることの指導をお願いする。

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
建設業の許可票	<u>公衆の見易い場所</u>	下請負人を含む全ての建設業者	建設業法第 40 条 同法施行規則第 25 条
施工体系図	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条 標準仕様書 p1-8 第 1 編 1-1-12 第 2 項
再下請負通知書の提出案内 (注)	<u>工事現場の下請負人</u> が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第 14 条の 3 第 1 項
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆が見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書 p1-13 第 1 編 1-1-21 第 7 項
労災保険関係成立票	<u>労働者に見易い場所</u>	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	<u>工事現場または事業場内</u>	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書 p1-42 第 1 編 1-1-49 第 5 項
作業主任者一覧表	<u>関係労働者が見やすい箇所</u>	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第 18 条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	<u>大気汚染防止法第 18 条の 7</u> 石綿障害予防規則第 3 条

注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所^{注1)}まで、建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

注 1) 提出すべき場所を明確に記載すること

【参考】

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保険関係成立年月日	昭和 40年 4月 1日
労働保険番号	23-1-02-600304-000
事業の期間	自 令和 2年 8月 12日 至 令和 3年 3月 19日
事業主の住所氏名	[REDACTED]
注文者の氏名	愛知県海部建設事務所長
事業主代理人の氏名	

請負金 1 億 8000 万円未満
一括有期（継続事業の為）
成立した年月日
又は、年度更新日

【参考】

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日	横35cm以上		

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合には、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

知事

5 技術調査全般

本工事について工事技術調査を行った結果、監督員の関与及び指示が明確であり、書類検査、工事実施状況検査を通じて、良好な管理状態であった。

受注者からの施工に伴う提出書類は、分かりやすく適切に提出させていた。

施工及び工事監理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

発注者は指導的立場により、監督員が適切な指示・指導を行い、整備された管理状態を継続されたい。

今回は全体のサンプリング調査であり詳細まで検証することができなかったが、現場での施工管理は、適切な処置がなされ良好な施工状態であった。

安全管理体制の充実に図り、無事故、無災害完成をお願いします。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案